

令和5年度

奈良県青少年育成施策実施計画

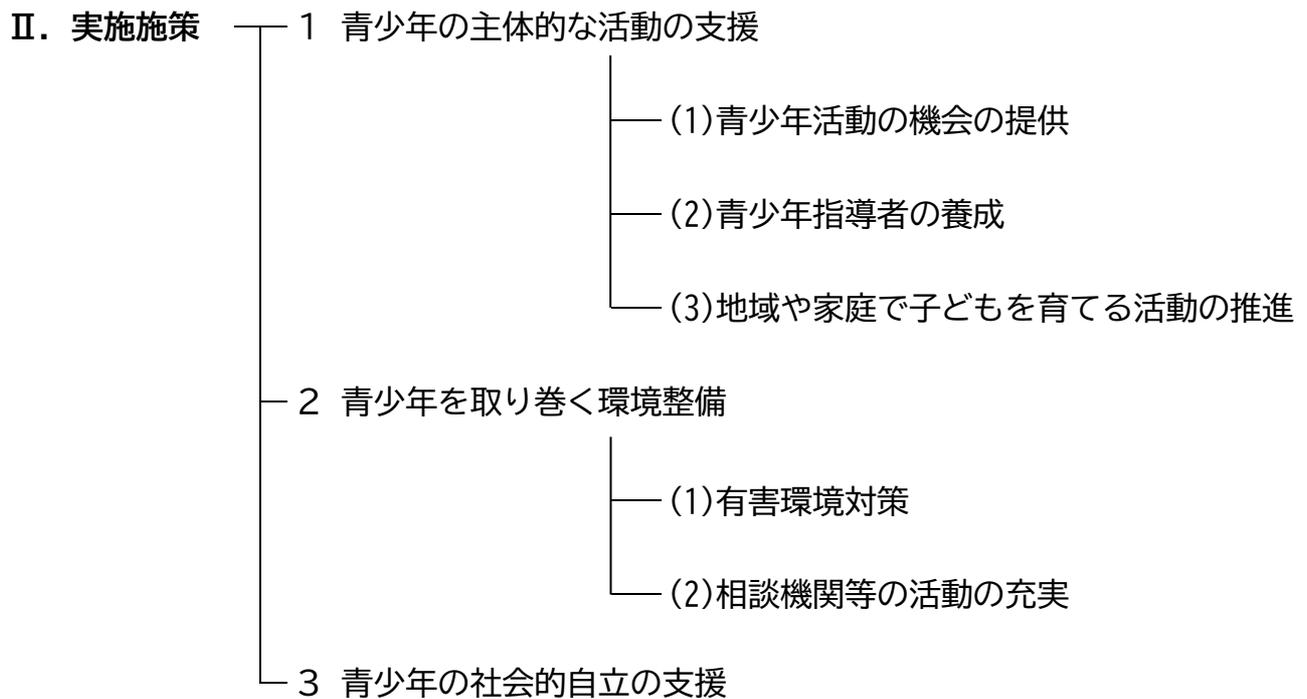
奈 良 県

目 次

令和5年度奈良県青少年育成施策実施計画の概要 …	1
I 基本方針 ……………	2
II 実施施策 ……………	3～6
III 主要推進事業の概要 ……………	7～12
(参考資料)	
奈良県青少年の健全育成に関する条例 ……………	13～27
奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則 ……	28～39
奈良県青少年問題協議会条例 ……………	40～41
青少年に関する相談機関 ……………	42
市町村青少年育成関係課一覧 ……………	43～44

令和5年度 奈良県青少年育成施策実施計画の概要

I. 基本方針 現状と課題、青少年育成施策の展開



III. 主要推進事業の概要

IV. 参考資料

1. 奈良県青少年の健全育成に関する条例
2. 奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則
3. 奈良県青少年問題協議会条例
4. 青少年に関する相談機関
5. 市町村青少年育成関係課一覧

I 基本方針

【現状と課題】

情報化、国際化、少子・高齢化の進展など激しく変化する現代、これからの社会を支える青少年の役割はますます重要になっている。

しかし、今日の青少年を巡る状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による望まない孤独・孤立、若年無業者やひきこもりなど自立をめぐる問題、家庭における児童虐待や子どもの貧困、学校における不登校や中途退学など深刻な状況にある。

こうした問題の背景には都市化の進展などによる地域の連帯感や人間関係の希薄化、身近な自然や遊び場の減少による異年齢の仲間づくりの機会の減少、地域の教育力の低下などが考えられる。また、近年スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとする通信機器・サービスが急速に浸透し、青少年にとって有害な情報が容易に得られ、インターネット、特にSNSを利用して犯罪の被害者・加害者になる青少年が増加するなど、青少年へ与える影響が憂慮されている。

これら様々な社会的問題に対し、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を十分に意識し、青少年を見守る立場にある地域の大人や親が、社会のモラルやルール、他者への思いやりを次の世代に伝えていく責任のあることを自覚し、身をもって実践していく必要がある。また、青少年が社会の一員としての役割を自覚し、青少年自らが主体的に考え、積極的に行動できるよう、心身ともに健やかに成長する環境づくりが必要である。

【青少年育成施策の展開】

上記の現状と課題を踏まえ、「視野の広い、明るく、たくましい人づくり」を目標に、創造性豊かな人間性や社会性のある心豊かな青少年を育てていくため、地域で青少年を育てる環境づくりが必要である。

そこで、これらの実現に向けて、地域での社会体験、自然体験を行う活動の場や機会の提供、青少年指導者（リーダー）の育成、さらに子育てや家庭教育に関する学習機会や相談機能の充実を図っていく。また、有害環境から青少年を守るために、法令に基づく規制とともに、団体、関係機関等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、家庭・学校・地域と一体となった各種啓発・運動などの取組を実施し、青少年の健全育成に関する意識の高揚を図る。また、児童虐待や自殺問題などに対し、各種相談機関での対応の充実を図る。

さらに、若年無業者やひきこもり等社会的自立に困難を抱えた若者に対しては、円滑な支援が出来るよう各種機関の連携強化・ひきこもり相談・訪問支援・就業相談・職場体験などを実施し、より多くの青少年に社会参加に向けた機会を提供する。

いうまでもなく、青少年の健全育成は、県民一人ひとりが社会全体の問題と捉え、一体となって取り組むことが必要である。そこで、施策の展開にあたっては、県・市町村・NPOをはじめ青少年関係機関・団体との積極的な連携、協働を図っていく。

Ⅱ 実施施策

1. 青少年の主体的な活動の支援

(1) 青少年活動の機会の提供

青少年が人間形成を進める過程の中で、自然や社会を実際に体験し、地域社会の中で様々な世代の人たちと共に活動することは、相互に尊重し助け合う社会連帯性を培い、主体性を養ううえで極めて重要であることから、地域や人権について考え、自発的に社会参加する機会や野外活動の機会を青少年に提供する。

主要事業 (P7 参照)
<ul style="list-style-type: none">・ 「少年の主張」奈良県大会・ 野外活動センター主催事業・ 森林管理活用型植栽計画推進事業・ 森林環境プログラム実践事業・ 「人権の花運動」事業・ 差別をなくす強調月間事業及び人権週間事業・ 人権メッセージ作品集の作成事業・ 人権ユニバーサル推進事業・ スポーツ組織と連携した人権啓発事業・ <u>新</u>未来のトップアスリート発掘育成事業・ 青少年スポーツ国際交流事業

(2) 青少年指導者の養成

青少年が地域社会の中で自発的な能力を身につけて、十分な役割を発揮するうえで、指導者の果たす役割は極めて大きい。そのため、青少年活動を行ううえで基本的な知識や技能の習得のための研修・講座を行い、指導者を養成する。

また、地域において関係機関・団体との連携により、青少年の健全育成を推進する県青少年指導員の研修を実施し、青少年指導員の資質の向上を図る。

主要事業 (P8 参照)
<ul style="list-style-type: none">・ 奈良県青少年指導員設置事業・ 奈良県青少年指導員連絡協議会事業補助・ 青少年民間団体の活動支援・ 野外活動センター主催事業 (再掲)

(3) 地域や家庭で子どもを育てる活動の推進

核家族化や少子化などにより、家庭や家族を取り巻く環境が大きく変化し、過保護や過干渉、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失など、家庭の子育て機能、家庭の延長線上にある地域社会の子育て機能が低下している。

このため、「地域で子どもを育てる」、「地域の中で育まれている」雰囲気醸成することが必要であることから、大人と子どもが共に楽しみ、語り合える機会を提供し、地域全体で子どもを育てる活動を推進する。

主要事業 (P8,9 参照)
<ul style="list-style-type: none">・市町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業・「なら子育て応援団」事業・「なら子育て応援団」奈良っ子はぐくみキャンペーン事業・体罰によらないゆったり子育て推進事業・父親の子育て参画促進事業・奈良こども食堂サポート事業・こども食堂等による地域づくり推進事業・「こども食堂」奈良っ子はぐくみキャンペーン事業・新食育推進計画強化事業・「高校生ヒューマンライツニュース」作成事業・学校・地域パートナーシップ事業・県立学校による地域との協働推進事業・家庭教育推進事業・家庭教育推進事業 (B)

2. 青少年を取り巻く環境整備

近年、グローバルズムや情報化の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化している。

また、少年非行の問題、いじめ・暴力行為等の問題行動、児童虐待や児童ポルノなど子どもが被害者となる事件等が発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、スマートフォンを始めとする新たな通信機器・サービスの急速な浸透に伴って、それらの情報へ青少年が接触する危険性が更に増大している。

こうした状況に対応するため、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」や「青少年インターネット環境整備法」の内容について県民・関係業者等に広く周知・啓発を図り、家庭・学校・地域社会、関係機関等が連携して青少年を有害環境から守るべく県民運動を展開していく。

(1) 有害環境対策

7月・8月の「青少年の非行・被害防止運動」及び11月の「子供・若者育成支援推進強調月間」において、国・県・市町村の行政機関と青少年健全育成団体等が連携して、県内各地域で啓発活動を行い、県民に対し青少年の健全育成に関する意識の高揚を図るための運動を展開する。

また、有害環境立入調査の実施等による青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進していく。

さらに、いじめ問題への対策や生徒指導の推進も積極的に行っていく。

主 要 事 業 (P9 参照)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県青少年の健全育成に関する条例の施行・運用 ・ 青少年のインターネットリテラシー向上事業 ・ 薬物乱用防止対策事業 ・ 生徒指導費 ・ 学校巡回指導事業 ・ スクールソーシャルワーカー派遣事業

(2) 相談機関等の活動の充実

今日、青少年の抱えている悩みは複雑で多岐多様にわたり、このような悩みに迅速的確に対応するためには相談機関の資質の向上が急務である。そのため、県では、県下青少年関連の相談機関・団体のネットワーク化を進め、相互の連携を図っている。

また、多様化する児童虐待、いじめや不登校への対応の充実を図る。

主 要 事 業 (P10,11 参照)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権相談窓口設置事業 ・ 「こころの健康相談」専門員設置事業 ・ 犯罪被害者等支援相談窓口の設置事業 ・ 心理専門職派遣事業 ・ DV予防啓発事業 ・ 女性に対する暴力防止対策事業 ・ 性暴力被害者支援事業 ・ 女性のための相談事業 ・ 男性のための相談事業 ・ DV相談支援事業 ・ 児童虐待防止推進事業 ・ こども家庭相談センター機能強化事業 ・ 市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業 ・ 児童家庭支援センター運営事業 ・ 家庭支援電話相談事業「子どもと家庭テレホン相談」 ・ たばこ対策推進事業 ・ 自殺予防相談事業 ・ 児童生徒の自殺対策事業 ・ スクールカウンセラー活用事業 ・ 電話教育相談事業 ・ 来所教育相談事業 ・ SNS相談窓口設置事業

3. 青少年の社会的自立の支援

就労の不安定化、親への依存の長期化などから、若年無業者やひきこもり等自立に困難を抱えた若者達の増加が社会問題視されている。

県においても、関係機関との連携強化、相談機能の充実、就労支援対策など自立促進のための支援策を総合的に講じていく。

主要事業 (P11,12 参照)
<ul style="list-style-type: none">・ひきこもり相談・支援事業・子ども・若者支援地域協議会運営等事業・子どもの「自立」サポート事業・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業・子どもの生活・学習支援事業・新学齢期職業体験事業・若年者雇用対策推進事業・地域若者サポートステーション強化事業・若年就職困難者職場実習等サポート事業・インターンシップ推進事業・高校生キャリア教育総合支援事業・キャリア教育・就労支援等充実事業・不登校保護者支援事業

Ⅲ 主要推進事業の概要

1 青少年の主体的な活動の支援

(1) 青少年の活動の機会の提供

事業名	事業概要	担当機関	R5予算額 (千円)
「少年の主張」奈良県大会 【対象：中学生】	青少年が自らの考えを論理的にまとめ表現する能力を養いながら、青少年の感性や主張を大人達が真摯に受けとめる契機とする。 発 表 者：原稿審査により入賞した中学生 実施時期：9月10日(日) 実施場所：天理市	青少年・社会活動推進課	604
野外活動センター主催事業 【対象：①～③一般 ④小3～小6 ⑤⑥幼児とその保護者】	①はやま四季とのふれあい 様々な野外活動や自然体験を通して、人と自然との関わりを考えたり、家族の絆を深める。 ②ガーデンハウスinはやま 自然の中で、様々な料理を作ったり、ものづくりを楽しむとともに、自然とのふれあいを体験する。 ③自然観察とネイチャークラフト 自然観察を通して「人と人」「人と自然」を結び、自然愛護の気持ちを育てる。 ④サバイバルおにごっこ 自然の中で思い切り体を動かすことで、子どもの体力、運動能力向上を図る。 ⑤親子でチャレンジ 親子で自然の中で体を動かすことや料理を作ることで、つながりを深める。 ⑥もりのようちえん 自然の中での遊びをとおして、子ども達が感じ育ちあうこと、親子の絆を深めることを目的とする。	野外活動センター	219
森林管理活用型植栽計画推進事業 【対象：家族連れ、小中高生、社会教育団体】	奈良県植栽計画の1エリアとして、長期ビジョンとしての森林環境の整備や、資源活用方針を定めるとともに、植栽計画に合わせた間伐を行う。	野外活動センター	177
森林環境プログラム実践事業 【対象：家族連れ、小中高生、社会教育団体】	体験活動を交えた森林環境プログラムを通じて、奈良県の美しい森林環境の素晴らしさを感じるとともに、大切にすることを育成する。	野外活動センター	6,742
「人権の花運動」事業 【対象：幼児、小学生】	子どもたちが、花の栽培を通して「協力し合う心」と花を愛する「やさしい心」を育み、豊かな人権感覚を身につけられるよう、県内の小学校・幼稚園・保育園(所)、幼保連携型認定こども園に花の球根や栽培用品一式を配布。	人権施策課	693
差別をなくす強調月間事業及び人権週間事業 【対象：小中高生、一般】	毎年7月を「差別をなくす強調月間」とし、また12月4日～10日を「人権週間」として、国、県、市町村をはじめとする関係機関が連携し全県的に人権啓発活動を重点的に実施。・人権啓発ポスター、標語を募集。	人権施策課	1,806
人権メッセージ作品集の作成事業 【対象：小中高生、一般】	人権メッセージを募集し、人権について考える機会を提供し応募作品から作品をもとに作品集を作成・配布する。(各学校に募集を依頼)	人権施策課	778
人権ユニバーサル推進事業 【対象：小中高生、一般】	国、県、関係団体が連携協力して新たな人権課題に対する啓発を行うため、講演会等を実施。あわせて人権メッセージ表彰式も実施	人権施策課	437
スポーツ組織と連携した人権啓発事業 【対象：一般】	青少年や地域社会に人権尊重の意識の普及を図るため、奈良県に本拠地を置くスポーツ組織と協力、連携した人権啓発活動を展開。	人権施策課	1,800
新・未来のトップアスリート発掘育成事業 【対象：年長～小5】	・2031年に奈良県で開催される国民スポーツ大会や将来国際大会で活躍が期待できる、優れた素質を有するジュニアアスリートを発掘するための運動能力の測定会を開催。 ・その中でも優秀と認められる選手を対象にした育成プログラムの実施。 ・測定会内で未普及競技の体験会の実施。	スポーツ振興課	4,400
青少年スポーツ国際交流事業 【対象：小中学生】	これまで県が主体となってスポーツを通じた交流を行ってきた国と地域(香港、シンガポール、オーストラリア、ウクライナ)や、海外友好提携先(中国・陝西省、韓国・忠清南道、スイス・ベルン州、ウズベキスタン・サマルカンド州)へ小・中学生を派遣し、スポーツを中心とした交流を行う。 実施時期：12月下旬(予定) 実施場所：韓国(予定)	スポーツ振興課	6,000

(2)青少年指導者の養成

事業名	事業概要	担当課	R5予算額 (千円)
奈良県青少年指導員設置事業 【対象:青少年指導員】	地域における青少年育成活動の活発化を図る。 委嘱人員:165名 活動内容:青少年団体活動の指導、環境浄化活動、市町村との連携、地域事業への参画	青少年・社会活動推進課	91
奈良県青少年指導員連絡協議会事業補助 【対象:奈良県青少年指導員連絡協議会】	各市町村に設置した指導員が、研修や講演会などで技量を身に付け、指導員間の交流を図り、青少年の健全育成につなげる。	青少年・社会活動推進課	1,486
青少年民間団体の活動支援 【対象:ボーイスカウト、ガールスカウト】	青少年団体活動の促進と健全な団体育成を図るためその活動を支援する。 <生涯学習活動等推進事業> キャンプ活動、県大会 他	青少年・社会活動推進課	1,106
野外活動センター主催事業 【対象:①小4~小6 ②中高生 ③補助員】	①はやま森の学校 自然の中での体験活動を通し、仲間と共に協力し課題を解決する経験から、豊かな人間性と社会性を育てる。 ②中高生リーダーズキャンプ 自然の中での体験活動を通じ、野外活動の理論や技術を習得し、地域で活躍できるリーダーシップとボランティアシップを育成する。 ③キャンプ補助員トレーニングキャンプ 野外活動の理論や技術を習得するとともにキャンパーへの支援のあり方を学び、資質の向上を図る。	野外活動センター	219 (予算額再掲)

(3)地域や家庭で子どもを育てる活動の推進

事業名	事業概要	担当課	R5予算額 (千円)
市町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業 【対象:市町村】	市町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化のための市町村向け研修会を開催する。	女性活躍推進課	424
「なら子育て応援団」事業 【対象:妊婦・子育て家庭】	妊婦や子育て家庭に対し、独自のサービスを提供する企業・店舗等を募集し、「なら子育て応援団」として登録する。 その活動を妊婦や子育て家庭に対して広報し、地域における子育て支援活動を促進する。	女性活躍推進課	2,143
「なら子育て応援団」奈良っ子はぐくみキャンペーン事業 【対象:妊婦・子育て家庭】	子育て家庭の応援、社会全体で子どもをはぐくむ機運の醸成及び県産品の消費促進のため、「なら子育て応援団」利用登録世帯に県産品販売サイトで使える電子クーポンを配付する。	女性活躍推進課	300,000
体罰によらないゆったり子育て推進事業 【対象:一般・事業者・市町村等】	・体罰によらない子育てが応援される社会づくりを推進する。 「体罰によらないゆったり子育て」に係るチラシ等を配布し、子育て支援団体等関係団体と共に県民に周知啓発を実施。 ・市町村等が実施する研修等について講師派遣に係る費用を助成。	女性活躍推進課	1,005
父親の子育て参画促進事業 【対象:一般・事業者・市町村等】	・産後早期に、夫婦で協力して子育てに参画できるよう「奈良県パパ産休プロジェクト」を推進する。 ・育児取得促進のためのパネルディスカッション等を実施。	女性活躍推進課	232
奈良子ども食堂サポート事業 【対象:一般】	「子ども食堂」が地域に根付いた活動として継続できるよう、市町村・学校・企業等の地域の協力者を増やすため、コーディネーターを配置し、以下のとおり支援する。 ①子ども食堂開設支援 ②子ども食堂継続支援 ③子ども食堂支援協力者拡充 ④未利用食品の活用推進支援 ⑤地域ネットワークづくりの促進 ⑥子ども食堂認証制度の啓発等	子ども家庭課	4,500
子ども食堂等による地域づくり推進事業 【対象:奈良子ども食堂ネットワークに参画した「子ども食堂」】	子どもの重要な支え手である子ども食堂を普及していくため、子ども食堂を中心に自治体や地元の企業、ボランティア団体など地域の多様な主体が参画する子ども支援ネットワークの構築を支援する。	子ども家庭課	580
「子ども食堂」奈良っ子はぐくみキャンペーン事業 【対象:子ども食堂】	調理や遊びを通じた子どものはぐくみ活動を促進するため、子ども食堂の食事を一定期間無料化することも子ども食堂に対し補助を実施。	子ども家庭課	15,000
新 食育推進計画強化事業 【対象:①関係機関・市町村、②スーパーマーケット等事業者及び一般、③子ども及び保護者、栄養士、食育ボランティア】	①奈良県食育推進会議 奈良県食育推進計画の推進及び進行管理、事業評価等 ②やさしおベジ増しプロジェクト推進事業 やさしおベジ増しプロジェクト(スーパーマーケット等における減塩及び野菜摂取の増量の取組)及びやさしおベジ増し宣言の募集 ③食育推進普及事業 ・地域食育講座 ・栄養士の育成支援研修 ・食育ボランティアのスキルアップ研修及び活動支援	健康推進課	2,645

「高校生ヒューマンライツニュース」作成事業 〔対象：県内公立・私立高等学校・特別支援学校高等部の生徒〕	県内の高校生リーダーが集い、人権に関する広報紙を作成・発行することを通して、高校生リーダーを育成するとともに、県内の高校生の人権意識の向上を図る。 具体的内容：企画委員（各学校代表より）で企画委員会を組織し、広報紙の内容検討及び作成を行い、県内公立・私立高等学校・特別支援学校に配布する。	人権・地域教育課	111
学校・地域パートナーシップ事業 〔対象：市町村〕	学校と保護者・地域が協働することにより、子どもたちの教育課題の解決を図るとともに、園・学校をベースとした地域コミュニティを構築し、地域の教育力の向上を図る市町村に対して補助する。 実施主体 33市町村 232小中学校等 負担区分 国1/3 県1/3 市町村1/3 又は国1/3 県2/3	人権・地域教育課	42,934
県立学校による地域との協働推進事業 〔対象：県立学校〕	生徒の社会を生き抜く力を養成し、地方創生を担う人づくりに資することを目指して、地域や地元企業等との協働の下、生徒が地域活性化に向けて主体的に企画・立案し参画する取組を推進する。	人権・地域教育課	2,310
家庭教育推進事業 〔対象：①小学1年の児童とその保護者②教職員・PT A・一般 ③教職員〕	親の子育てを支援するため、家庭教育に関する啓発活動や保護者を対象とした支援事業の充実を図る。 ①『「家庭教育啓発リーフレット」ならっ子みんなで育てよう』の配布と活用促進 ②家庭教育支援講師の情報提供、家庭教育支援チームへのサポート等 ③教職員対象の研修講座の開催	教育研究所	330
家庭教育推進事業(B) 〔対象：就学前の乳幼児及びその保護者、就学前教育関係者〕	笑顔＆音のつどいJegaoto♪ 音や運動を楽しむイベントを実施し、親子が一緒に楽しむことを通して就学前教育関係者が連携した取組を推進し、就学前教育及び家庭教育の充実を図る。	教育研究所	700

2 青少年を取り巻く環境整備

(1)有害環境対策

事業名	事業概要	担当課	R5予算額 (千円)
奈良県青少年の健全育成に関する条例の施行・運用 〔対象：一般・事業者・市町村等〕	条例の周知徹底と実効性のある施行・運用を行い、青少年を取り巻く社会環境の浄化を図る。 ①条例内容の広報・啓発 ②図書類等の有害指定及び優良映画等の推奨 ③有害環境浄化対策 市町村・県教育委員会・県警等と連携して、書店、ビデオ店、コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、図書類自動販売機設置箇所、携帯電話販売店等への立入調査を実施し、実態把握及び適宜指導を行うことにより有害環境浄化活動を推進する。 実施期間：7月・8月（「青少年の非行・被害防止運動」） 11月（「奈良県子供・若者育成支援推進強調月間」） 7月～2月 （携帯電話販売店一斉立入調査） その他随時実施	青少年・社会活動推進課	479
青少年のインターネットリテラシー向上事業 〔対象：青少年および保護者〕	青少年のインターネットやSNSを介したトラブルの防止を図るため、インターネットを安心・安全に利用するための能力（インターネットリテラシー）を高める取組を実施。	青少年・社会活動推進課	1,344
薬物乱用防止対策事業 〔対象：①②一般、③④小・中・高校生、大学生、一般〕	青少年が、薬物乱用がもたらす健康被害や社会的な弊害について認識を深め、薬物乱用を拒絶する意識を育成する。 ①「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ②麻薬・覚せい剤乱用防止運動 ③薬物乱用防止教室による啓発活動 ④薬物乱用防止指導員による活動支援	薬務課	701
生徒指導費 〔対象：①④県立学校生 ②③小・中学生・県立学校生〕	①県立高等学校生徒指導費 県立学校における生徒指導推進のため、家庭訪問や関係機関等との連携、教員の資質向上等に必要経費を支出する。 ②広域生徒指導費 児童生徒の問題行動等の複雑化・広域化等に対応するため、広域担当指導主事による訪問指導、学校と関係機関との連携に資する会議開催等に必要経費を支出する。 ③学校適応対策推進事業 県立高等学校における中途退学防止、生徒の適応指導充実、問題行動対策等のため、家庭訪問や関係機関等との連携等に必要経費を支出する。 ④児童生徒健全育成推進事業 県立学校生に自らの在り方や生き方について考えさせ、思いやりのある心を育てるためのボランティア活動等の推進に必要な経費を支出する。	教育研究所	3,960
学校巡回指導事業 〔対象：小・中学生・県立学校生〕	指導主事、生徒指導支援アドバイザーを県内の学校等に派遣し、いじめ等児童生徒の問題行動等に対応するための校内体制づくりを支援することで、各校における問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応・再発防止の充実を図る	教育研究所	890
スクールソーシャルワーカー派遣事業 〔対象：小・中学生・県立学校生〕	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、不登校・児童虐待・貧困等の課題の解決に向けた助言や、支援体制確立に向けた関係機関との連携等にかかわるコーディネートを行う。	教育研究所	521

(2)相談機関等の活動の充実

事業名	事業概要	担当課	R5予算額 (千円)
人権相談窓口設置事業 【対象：一般】	人権に関する相談窓口を設置し、電話・来庁等による県民からの人権に関する相談に応じる。	人権施策課	-
「こころの健康相談」専門員設置事業 【対象：一般】	人権問題に関するこころの問題に対応するため、相談 窓口(人権施策課内)に心理専門職員を配置。	人権施策課	189
犯罪被害者等支援相談窓口の設置事業 【対象：一般】	犯罪被害者等に対する総合的な窓口を設置し、犯罪被害者等に適切な情報提供を行う。	人権施策課	-
心理専門職派遣事業 【対象：一般】	臨床心理士を(公社)なら犯罪被害被害者支援センターへ派遣し、被害者に対する専門的な相談対応を実施。	人権施策課	648
DV予防啓発事業 【対象：高校生等】	高校生等を対象に、DV被害を未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して実施する。	女性活躍推進課	256
女性に対する暴力防止対策事業 【対象：一般】	女性への暴力防止に向けたセミナーの開催 女性へのあらゆる暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為である。女性に対する暴力の根絶をめざし、県民の意識啓発をはかるためのセミナーを開催する。	女性センター	30
性暴力被害者支援事業 【対象：一般】	性暴力被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図るため、「性暴力被害者サポートセンター(NARAハート)」を運営。女性支援員が相談に応じ、関係機関と連携して支援を行う。 電話相談・面接相談 電話相談 24時間365日 (ただし、下記の時間外は夜間休日コールセンターが対応) 面接相談・メール相談 火～土曜日 (祝日(月曜日が祝日の場合はその直後の平日を除く)・年末年始を除く)	女性活躍推進課	16,677
女性のための相談事業 【対象：一般】	女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、女性相談員が相談に応じる。(必要に応じ弁護士による法律相談可) 電話相談 火～日曜日・祝日 (休館日・年末年始を除く) 面接・法律相談は予約制	女性センター	14,439
男性のための相談事業 【対象：一般】	仕事や職場の人間関係、家族関係の悩み、ストレスなどの相談に対し、男性相談員が相談に応じる。 電話相談・面接相談(面接相談は予約制) 毎月第1土曜日 毎月第3土曜日 (休館日・祝日・年末年始を除く)	女性センター	-
DV相談支援事業 【対象：一般】	DV被害や女性が抱えるさまざまな問題に関する相談を実施	こども家庭相談センター	162
児童虐待防止推進事業 【対象：①関係者(市町村を含む)②一般】	県・市町村における児童虐待相談体制の強化、県民への通報徹底や児童虐待の未然防止への推進等、児童虐待の防止強化に向けた各種の取組を実施する。 ①関係機関別の児童虐待対応力向上 ②児童虐待通報や未然防止に関する啓発	こども家庭課	1,260
こども家庭相談センター機能強化事業 【対象：①③④0～18歳未満の児童 ②0～18歳未満の児童とその保護者】	①児童への早期の心のケアの実施 ②保護者に対するカウンセリングの充実 ③うつハイリスク児への歯科保健指導を実施 ④一時保護児入院時の安全確保 登録スタッフによる病院での付添いを実施	こども家庭課	1,301
市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業 【対象：①②市町村等 ③関係者(市町村を含む)】	①市町村新任職員・SV初任者職員の育成支援 ②市町村の子育て支援体制強化の推進 スーパーアドバイザーチーム派遣等 ③ネットワークによる支援体制の充実 奈良県要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭課	788
児童家庭支援センター運営事業 【対象：一般】	休日や夜間の相談をはじめとする地域に密着したきめ細かい相談支援を実施する。	こども家庭課	22,664
家庭支援電話相談事業「子どもと家庭 テレホン相談」 【対象：一般】	18歳未満の児童を対象とし、児童及びその家族に関する問題について、電話による相談を通じて早期に適切な援助を行う。	中央こども家庭相談センター	7,585
たばこ対策推進事業 【対象：小・中・高校生】	20歳未満の者の喫煙を防止し、受動喫煙を防ぐため、たばこ健康に関する教育活動や相談窓口の充実と環境づくりを推進する。 ・20歳未満の者の喫煙防止対策事業 ・20歳未満の者の禁煙支援相談窓口の運営 ・教育委員会・学校・市町村・保健所等との連携 ・教育委員会・学校関係者・生徒児童を対象とした喫煙防止教育の実施	疾病対策課	3,292
自殺予防相談事業 【対象：一般、若年者を含む】	精神保健福祉センターに自殺予防に関する専門電話を設置して相談を行うとともに、必要に応じて面接相談等を実施する。	精神保健福祉センター	798

児童生徒の自殺対策事業 〔対象:小・中学生・県立学校生〕	児童生徒の自殺予防の取組として、次の事業を実施する。 小・中・高校生が携帯電話等から気軽に相談できるメール相談窓口を開設し、臨床心理士の資格を有する相談員を配置し、生徒の悩みへの対応を通して、実態把握と効果的な対応法の研究を行う。 児童生徒の自殺予防に特化した教員向け研修講座を開催する。	教育研究所	224
スクールカウンセラー活用事業 〔対象:小・中学生・県立学校生〕	児童生徒・保護者等の悩み、不安等の解消と各学校の教育相談体制の充実を図る。 スクールカウンセラー活用事業 公立義務教育学校、公立中学校の全校、公立小学校30校及び県立高校の全校にスクールカウンセラーを配置する。 配置のない小学校へは、校区内の中学校配置のスクールカウンセラーが対応する。	教育研究所	324
電話教育相談事業 〔対象:①②園児から高校生及びその保護者・教職員 ③ 県内電話相談関係機関〕	①「あすなるダイヤル」の運営 不登校やいじめ等学校生活での悩み、子育て等家庭生活での悩みに関して専門の相談員が対応 ②「24時間子供SOSダイヤル」の対応 いじめ等による子供のSOSに関する相談を年中無休24時間体制で対応 ③「あすなるダイヤル」連絡会議の実施 効果的な電話教育相談体制の確立及び関係機関との有機的な連携を図る	教育研究所	900
来所教育相談事業 〔対象:園児から高校生及びその保護者、教職員〕	不登校やいじめ等学校生活での悩み、子育て等家庭生活での悩みに関して、来所による教育相談を実施し、相談内容によっては、医療等の専門機関への紹介や市町村教育委員会や学校等との連携を図る。	教育研究所	804
SNS相談窓口設置事業 〔対象:中・高校生〕	LINEを活用した相談窓口を委託により開設。生徒が不安定になる長期休業明けに相談期間を設定し、双方向による即時的な相談に対応する。 相談期間外の時期については、SNSの機能を活用し、メール相談や電話相談への誘導や、心理士からの定期的な情報発信を行い、相談者の心理支援を行う。	教育研究所	6,993

3 青少年の社会的自立の支援

事業名	事業概要	担当課	R5予算額 (千円)
ひきこもり相談・支援事業 〔対象:①～③ひきこもり当事者と家族 ④青少年の支援に関わる機関、市町村 ⑤市町村〕	① ひきこもり相談 本人及び家族への電話相談・来所相談・オンライン相談・県中南部への出張相談を実施する。 専門相談員による個別相談を実施する。 ②訪問支援 臨床心理士等による訪問支援を実施する。 ③当事者・家族に向けた支援 ひきこもり当事者を対象とした「本人の集い」を運営する。 家族を対象とした「家族の集い」を県北部・中南部で運営する。 オンラインを活用した居場所を運営する。 ④研修会の実施 支援機関の知識・スキルの向上、連携強化を目的に支援機関研修を実施する。 ⑤県・市町村の連携強化 県・市町村ネットワーク会議を開催する。 市町村へアドバイザー(臨床心理士等)を派遣し、市町村における相談支援体制の強化を促進する。	青少年・社会活動推進課	19,024
子ども・若者支援地域協議会運営等事業 〔対象:関係機関〕	困難を有する子ども・若者の支援について、奈良県の各行政機関と民間機関等が連携して取り組めるよう、代表者会議、実務者会議等を実施する。	青少年・社会活動推進課	301
子どもの「自立」サポート事業 〔対象:児童養護施設等退所予定者及び退所者〕	子どもが児童養護施設等退所後に自立して生活していくことを目的に、施設退所前から退所後に向けた自立のための相談・就職活動を支援、また退所後の生活相談等により自立をサポートする。	こども家庭課	6,183
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 〔対象:児童養護施設退所者等〕	児童養護施設退所者等の就職・進学時に、家賃・生活費・資格取得費用を貸付、一定期間就業を継続した場合、返済を免除する。 実施主体:奈良県社会福祉協議会	こども家庭課	-
子どもの生活・学習支援事業 〔対象:ひとり親家庭の子ども〕	ひとり親家庭の子どもを対象に学習支援や心のケアの取組を実施する市、福祉事務所設置村に対して補助する。 負担区分 国1/2・県1/4・市村1/4	こども家庭課	1,270
新 学齢期職業体験事業 〔対象:①小学生、②中学生、③小学生とその保護者〕	小・中学生に幅広い分野の職業を直接体験する機会を提供し、学齢期からの就業意識の醸成を図る。 ①職業体験教室 ②実演講話 ③出前体験教室	雇用政策課	3,000

<p>若年者雇用対策推進事業 [対象:①就職活動をしている概ね35歳未満②15歳～概ね50歳の若年無業者ならびに就職氷河期世代の無業者]</p>	<p>①しごとiセンター(ジョブカフェ)における支援キャリアコンサルタントによる就業相談、セミナー等を実施 ②地域若者サポートステーションにおける支援職場体験等の実施</p>	<p>しごとiセンター 外国人・人材活用推進室</p>	<p>714</p>
<p>地域若者サポートステーション強化事業 [対象:15歳～概ね50歳の若年無業者ならびに就職氷河期世代の無業者]</p>	<p>若年無業者及び就職氷河期世代の無業者等の職業的自立を促すため、国が委託実施する地域若者サポートステーションに、就職イベント等の実施や臨床心理士によるカウンセリング等を委託し運営を強化する。</p>	<p>外国人・人材活用推進室</p>	<p>2,580</p>
<p>若年就職困難者職場実習等サポート事業 [対象:15歳～概ね50歳の若年無業者ならびに就職氷河期世代の無業者]</p>	<p>就労の経験を積むため職場実習を実施し、社会人として必要なスキルの向上や就労意欲の醸成を図ることで職業的自立を促す。</p>	<p>外国人・人材活用推進室</p>	<p>7,920</p>
<p>インターンシップ推進事業 [対象:大学生]</p>	<p>県内就労の促進及び職場定着率の向上を図るため、大学生の県内企業へのインターンシップを推進する。 ・インターンシップ特設サイトによるマッチング支援 ・学生向けセミナー、企業向けセミナーの開催</p>	<p>外国人・人材活用推進室</p>	<p>11,340</p>
<p>高校生キャリア教育総合支援事業 [対象:県内高校生]</p>	<p>高校生の主体的な進路選択が実現できるよう、学校教育の早い段階から、勤労観、職業観を養うとともに、効果的な就労支援を実施する。 ・アントレプレナー教育プログラムの開催 【7月22日(土)、8月19日(土)、8月20日(日)】 ・各校におけるキャリア教育HRの充実 ・キャリアプランナー・インターンシップコーディネーターの継続配置 ・キャリア教育支援員によるマッチング支援の強化 ・高校生合同企業説明会の開催【12月21日(木)】 ・中途退学者等に対する就労支援</p>	<p>高校の特色づくり推進課</p>	<p>4,368</p>
<p>キャリア教育・就労支援等充実事業 [対象:高等養護学校生徒]</p>	<p>障害のある生徒が自立し社会参加を図るため、高等学校段階におけるキャリア教育を実施する。 職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援の充実を図る。 ・キャリア教育コーディネーターの配置 ・キャリア教育研修会の開催 ・就労支援ネットワーク会議の開催</p>	<p>特別支援教育推進室</p>	<p>4,655</p>
<p>不登校保護者支援事業 [対象:小・中・高校生とその保護者]</p>	<p>不登校『ほっ』とネット事業 不登校の子どもを持つ保護者や教員等に情報交換の場と保護者同士のネットワーク構築の機会を提供するとともに、家庭における適切な対応について理解を深めるなど保護者支援を強化し、不登校児童生徒の減少をめざす。</p>	<p>教育研究所</p>	<p>149</p>

参 考 资 料

奈良県青少年の健全育成に関する条例

昭和 51 年 12 月 22 日奈良県条例第 13 号
改正 昭和 57 年 12 月 28 日奈良県条例第 5 号
改正 昭和 58 年 11 月 1 日奈良県条例第 3 号
改正 平成 4 年 3 月 27 日奈良県条例第 28 号
改正 平成 5 年 12 月 24 日奈良県条例第 14 号
改正 平成 7 年 8 月 29 日奈良県条例第 7 号
改正 平成 11 年 12 月 22 日奈良県条例第 12 号
改正 平成 12 年 3 月 30 日奈良県条例第 15 号
改正 平成 15 年 3 月 28 日奈良県条例第 38 号
改正 平成 19 年 11 月 16 日奈良県条例第 20 号
改正 平成 25 年 7 月 17 日奈良県条例第 8 号
改正 平成 30 年 3 月 27 日奈良県条例第 54 号
改正 令和元年 10 月 15 日奈良県条例第 12 号
改正 令和 3 年 12 月 22 日奈良県条例第 28 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 健全育成に関する施策(第 7 条—第 16 条の 2)
- 第 3 章 健全育成を阻害する行為の規制(第 17 条—第 41 条)
- 第 4 章 罰則(第 42 条—第 44 条)
- 第 5 章 雑則(第 45 条・第 46 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、県の施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第 2 条 すべて青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければならない。

第 3 条 青少年は、常に社会の成員としての自覚と責任をもつて自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲をもち、有為な社会人として成長するように努めなければならない。

(県民の責務)

第 4 条 すべて県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、それぞれの立場で青少年の健全な育成に努めなければならない。

(県の責務)

第5条 県は、国及び市町村と連携し、かつ、県民の参加のもとに青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

第6条 削除

第2章 健全育成に関する施策

(施策の基本等)

第7条 県は、行政のすべての分野において青少年に関する施策を積極的に推進するとともに、これらの施策のうち特に次に掲げる事項に関するものを総合的に調整し、青少年の健全な育成に関する施策として計画的に実施するものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年育成指導者の確保
- (3) 青少年の活動の場としての文化施設、体育施設その他の施設の整備
- (4) 青少年をとりまく社会環境の浄化及び青少年の非行の防止
- (5) 青少年の健全な育成に関する相談の実施
- (6) 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

2 知事は、前項の施策についての基本構想（以下「基本構想」という。）及びこれに基づく事業計画を策定し、これを公表するものとする。

3 基本構想は、国の行う青少年の健全な育成に関する施策との調和を保ち、かつ、青少年の健全な育成に関する市町村の施策及び青少年の活動の実態を考慮して策定しなければならない。

4 青少年に関する県のすべての施策は、基本構想に即して行われなければならない。

(健全育成のための措置)

第8条 県は、青少年の自主的かつ健全な活動の助長を図るため、青少年が行う文化活動、体育活動、奉仕活動等の活動に関する啓発、青少年団体に対する指導及び助言並びに連絡調整等の措置を講ずるものとする。

第9条 県は、青少年育成指導者の確保を図るため、青少年育成指導者の養成及び指導、組織化の促進、青少年育成指導者の組織する団体に対する指導及び助言並びに連絡調整等の措置を講ずるものとする。

第10条 県は、青少年の活動の場としての文化施設、体育施設その他の施設の整備を図るため、これら施設の体系的な整備の推進、県及びその他のものが設置する施設の青少年に対する開放その他施設の円滑な利用の促進並びにこれら施設の運営に関する連絡調整等の措置を講ずるものとする。

第11条 県は、青少年をとりまく社会環境の浄化及び青少年の非行の防止を図るため、これらに関する啓発、補導体制の整備、補導活動の推進及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等の措置を講ずるものとする。

第12条 県は、青少年の健全な育成に関する相談の効果的な実施を図るため、総合的な相談体制の整備充実について必要な措置を講ずるものとする。

第13条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の効果的な推進を図るため、青少年に関する問

題についての調査研究及び情報の収集に努めるとともに、県民に対する適切な情報の提供について必要な措置を講ずるものとする。

第 14 条 県は、青少年の健全な育成を図るため、市町村又は青少年団体若しくは青少年育成指導者の組織する団体に対し、必要があるときは、助成その他の援助措置を講ずるものとする。

(推奨)

第 15 条 知事は、次の各号に掲げるもので、青少年を健全に育成するうえに有益であると認めるものを、推奨することができる。

- (1) 映画、演劇等でその内容が特に優れていると認められるもの
- (2) 書籍、雑誌等でその内容が特に優れていると認められるもの

2 知事は、前項の推奨をしようとするときは、あらかじめ、奈良県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(表彰)

第 16 条 知事は、青少年の健全な育成を図るうえに必要なであると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又は青少年団体で、その活動が他の模範になると認められるもの
- (3) 第 18 条の規定による自主規制を行ったもので、青少年の健全な育成に寄与することが特に大であると認められるもの

(市町村長との協力)

第 16 条の 2 知事は、青少年に関する施策の実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第 3 章 健全育成を阻害する行為の規制

(定義)

第 17 条 この章及び次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18 歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされた者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長及び寄宿舍の管理人、雇用者その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、ビデオディスク、シー・ディー・ロム、デジタルバーサタイルディスク、録画テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスクその他電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びにこれらに類するものをいう。
- (5) がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。ただし、銃砲刀剣類所持等

取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条第 2 項に定める刀剣類を除く。

(6) 広告物 屋内又は屋外で、公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

（販売等の自主規制）

第 18 条 興行、図書類又は広告物の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該興行を主催する者、当該図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は当該広告物の広告主若しくは管理者は、青少年に、当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、若しくは表示しないように自主的に努めなければならない。

(1) 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該がん具刃物類の販売を業とする者は、青少年に、当該がん具刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように自主的に努めなければならない。

(1) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（自動販売機による販売等の自主規制）

第 19 条 図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者は、図書類でその内容が前条第 1 項各号の一に該当すると認められるもの又はがん具刃物類でその形状、構造若しくは機能が同条第 2 項各号の一に該当すると認められるものを、自動販売機により販売しないように自主的に努めなければならない。

2 避妊用具又はこれに類する衛生用品（以下「衛生用品」という。）の販売を業とする者は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設等の施設及びこれらの施設の周辺においては、自動販売機により衛生用品を販売しないように自主的に努めなければならない。

3 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売のため、自動販売機の設置場所を提供する者は、青少年の健全な育成を阻害することのないように自主的に努めなければならない。

（インターネットに係る自主規制等）

第 19 条の 2 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、特定電気通信設備（同条第 2 号に規定する特定電気通信設備をいう。以下同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に記録され、又は特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に入力された情報の全部又は一部が青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第 2 条第 3 項に規定する青

少年有害情報をいう。以下同じ。)に該当するものの受信を防止するための方法を提示する等インターネットを利用する青少年の健全な育成が阻害されないために必要な措置を講ずるよう自主的に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる機能を有する端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。）又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者は、その営業に関し、インターネットを利用して提供される情報の全部又は一部が青少年有害情報に該当するものの受信を防止するための方法を周知する等インターネットを利用する青少年の健全な育成が阻害されないために必要な措置を講ずるよう自主的に努めなければならない。
- 3 保護者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用を適切に管理するよう努めなければならない。
- 4 何人も、インターネットを利用して得られる情報の全部又は一部が青少年有害情報に該当すると認められるときは、当該インターネットを利用して得られる情報を青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないよう努めなければならない。

（有害興行の観覧の制限）

第20条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第18条第1項各号の一に該当し、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該興行を、青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者は、青少年に、前項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい場所に、当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 4 何人も、青少年に有害興行を観覧させないようにしなければならない。

（有害図書類の販売等の制限）

第21条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第18条第1項各号の一に該当し、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該図書類を、青少年に有害な図書類として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。
 - (1) 写真であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とするもので知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するもの
 - (2) 書籍又は雑誌であつて、次に掲げるもの
 - ア 前号に掲げる写真を内容の全部又は一部とするもの
 - イ 卑わいな姿態等を描写した絵で知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、10以上又はページの総数の10分の1以上であるもの
 - (3) 映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、ビデオディスク、シー・ディー・ロム、デ

デジタルバーサタイルディスク、録画テープ、フロッピーディスクその他電磁的記録媒体であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するものが次のいずれかに該当するものを記録するもの

ア 描写の時間が合わせて3分以上であること。

イ 場面の数が10以上であること。

- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に、第一項の規定により指定された図書類又は前項の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- 4 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしなければならない。

（有害図書類の区分陳列等）

第21条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類を他の図書類と区分して店内の容易に監視できる場所に陳列し、かつ、有害図書類の陳列の場所に青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。

- 2 知事は、図書類の販売又は貸付けを業とする者が有害図書類を陳列している場合において、前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、当該図書類の販売又は貸付けを業とする者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。

（有害がん具刃物類の販売等の制限）

第22条 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が第18条第2項各号の一に該当し、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該がん具刃物類を、青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

- 2 がん具刃物類の販売を業とする者は、青少年に、前項の規定により指定されたがん具刃物類（以下「有害がん具刃物類」という。）を販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
- 3 何人も、青少年が業務その他正当な理由により所持する場合を除き、青少年に有害がん具刃物類を所持させないようにしなければならない。

（有害広告物に対する措置）

第23条 知事は、広告物の内容が第18条第1項各号の一に該当し、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による指示又は勧告を受けた者が、その指示又は勧告に従わないで、当該広告物を掲出し、又は表示している場合において、青少年の健全な育成を図るため特に必要があると認めるときは、あらかじめ、協議会の議を経て、当該広告物の内容の変更又は撤去その他必要な措置を命ずることができる。

（図書類自動販売管理者の設置）

第24条 自動販売機による図書類の販売を業とする者（以下「図書類自動販売業者」という。）は、図書類を販売するため設置する自動販売機ごとに、図書類の販売を管理する者（以下「図書類自動販売管理者」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する図書類自動販売管理者は、規則で定める要件を備えていなければならない。

(図書類の自動販売機設置の届出等)

第 25 条 図書類自動販売業者は、図書類を販売するため設置する自動販売機ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機の設置場所
- (2) 図書類自動販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 図書類自動販売管理者の住所及び氏名
- (4) 自動販売機を管理する者の住所及び氏名
- (5) 自動販売機の設置場所を提供する者の住所及び氏名
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機による販売を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(表示義務)

第 26 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、その届出に係る自動販売機に同項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項を見やすいように表示しなければならない。同条第 2 項の規定による変更の届出をした者についても同様とする。

(自動販売機への収納禁止等)

第 27 条 図書類自動販売業者若しくは図書類自動販売管理者又は自動販売機によるがん具刃物類の販売を業とし、若しくは販売を管理する者（次項において「自動販売業者等」という。）は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機に収納してはならない。

2 自動販売業者等は、現に自動販売機に収納されている図書類又はがん具刃物類が第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具刃物類を当該自動販売機から撤去しなければならない。

(指示又は勧告)

第 28 条 知事は、有害図書類又は有害がん具刃物類が自動販売機により販売されている場合において、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該自動販売機を管理する者又は当該自動販売機の設置場所を提供する者に対して、必要な指示又は勧告をすることができる。

(衛生用品の自動販売機による販売の制限)

第 29 条 知事は、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）をいう。）の周辺で知事が指定する区域内において、知事が指定する衛生用品（以下「指定衛生用品」という。）が自動販売機により販売されている場合において、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該指定衛生用品を販売する者、当該物品の販売を管理する者、当該自動販売機を管理する者又は当該自動販売機の設置場所を提供する者 に対して、必要な指示又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による指示又は勧告を受けた者が、その指示又は勧告に従わないで、自動販売機により指定衛生用品を販売している場合において、当該自動販売機の設置場所、販売の方法等から判断して、前項の規定により知事が指定した区域内の清浄な環境が著しく害され、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該指定衛生用品を販売する者又は当該物品の販売を管理する者に対して、あらかじめ、協議会の議を経て、当該指定衛生用品の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(適用除外)

第 30 条 第 24 条から前条までの規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、かつ、青少年が購入できないように管理される自動販売機については、適用しない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第 30 条の 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、同項及び同条第 2 項の規定による確認を行うとともに、役務提供契約(同条第 1 項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。)の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第 2 条第 7 項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の使用者が青少年であることが判明した場合は、当該青少年又はその保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第 14 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を説明し、及びその内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット契約の内容を変更する場合であつて、保護者から当該携帯電話インターネット契約の内容を変更した後も引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

(2) その他規則で定める事項

2 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第 15 条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(以下この条において「理由書」という。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とする役務提供契約又は青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約(以下これらを「青少年役務提供契約」

という。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理(以下「媒介等」という。以下同じ。)をする場合においては、保護者から理由書の提出があつたときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない青少年役務提供契約の締結又はその媒介等を行うことができる。

- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない青少年役務提供契約の締結をしたときは、保護者から提出された理由書又はその写しを、当該契約が終了する日又は当該青少年が18歳になる日のいずれか早い日までの間、保存しなければならない。
- 5 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「理由書」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録」と、「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」と、第4項中「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」と、「理由書」とあるのは「青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面若しくは電磁的記録」と読み替えるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第30条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条(第2項及び第5項を除く。)の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件とせず、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないで携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は資料の提示を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がその勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(質受け、買受け及び金銭貸付けの制限)

- 第 31 条** 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋（以下「質屋」という。）は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。
- 2 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する古物商（以下「古物商」という。）又は奈良県金属くず営業条例（昭和 32 年 4 月奈良県条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する金属くず商若しくは同条第 5 号に規定する金属くず行商人は、青少年から、古物若しくは金属くずを買い受け、古物若しくは金属くずの販売の委託を受け、又は青少年と古物若しくは金属くずを交換してはならない。
- 3 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）は、青少年に、金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。
- 4 前三項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又はその同意を得たと認められる場合には、適用しない。

（深夜外出の制限）

- 第 32 条** 保護者は、深夜（午後 11 時から翌日の午前 4 時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。
- 2 保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、何人も、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

（深夜興行等への立入りの制限）

- 第 33 条** 興行を主催する者又は客に遊技をさせる営業を営む者は、深夜において興行を主催し、又はその営業を営むときは、当該興行場又は営業所に青少年を立ち入らせてはならない。
- 2 興行を主催する者又は客に遊技をさせる営業を営む者は、深夜において興行を主催し、又はその営業を営むときは、当該興行場又は営業所に立ち入ろうとする者の見やすい場所に、青少年の深夜における立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

- 第 34 条** 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

- 第 34 条の 2** 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

（入れ墨を施す行為等の禁止）

- 第 35 条** 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又は入れ墨を受けることを勧誘し、若しくは周旋してはならない。

（場所提供及び周旋の禁止）

- 第 36 条** 何人も、次の各号に掲げる行為が、青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 入れ墨を施す行為
- (3) とばく又は暴行
- (4) 飲酒又は喫煙
- (5) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- (6) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用
- (7) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使用

(立入調査等)

第 37 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料を提出させ、若しくは質問させることができる。

- (1) 興行を行う場所
- (2) 図書類を販売し、又は貸し付ける場所
- (3) がん具刃物類を販売する場所
- (4) 広告物を掲出し、又は表示する場所
- (5) 衛生用品を販売する場所
- (6) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所、事務所その他の事業場
- (7) 質屋、古物商又は貸金業者の営業の場所
- (8) 客に遊技をさせる場所

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(指定の取消し)

第 38 条 知事は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すものとする。

(指定等の告示)

第 39 条 知事は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項若しくは第 29 条第 1 項の規定による指定、第 29 条第 1 項の規定による区域の指定の解除又は前条の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するとともに、関係者に周知しなければならない。

(協議会への諮問)

第 40 条 知事は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項若しくは第 29 条第 1 項の規定による指定、第 29 条第 1 項の規定による区域の指定の解除又は第 38 条の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、協議会の意見を聴かななければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定による協議会の意見を聴かないで指定又は指定の取消しをしたときは、速やかにその旨を協議会に報告しなければならない。

(指定等の要請)

第 41 条 何人も、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項若しくは第 22 条第 1 項の規定による指定又は第 23 条第 1 項、第 28 条若しくは第 29 条第 1 項の規定による指示若しくは勧告をすることが

適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を知事に要請することができる。

第4章 罰則

(罰則)

第42条 第34条第1項の規定に違反して青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第35条の規定に違反して、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又は入れ墨を受けることを勧誘し、若しくは周旋した者

(2) 第36条の規定に違反して場所を提供し、又は周旋した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第2項の規定に違反して青少年に有害興行を観覧させた者

(2) 第21条第3項の規定に違反して青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者

(3) 第22条第2項の規定に違反して青少年に有害がん具刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者

(4) 第23条第2項の規定による命令に違反した者

(5) 第27条第1項の規定に違反して自動販売機に有害図書類若しくは有害がん具刃物類を収納した者又は同条第2項の規定に違反して自動販売機から有害図書類若しくは有害がん具刃物類を撤去しなかつた者

(6) 第29条第2項の規定による命令に違反した者

(7) 第31条第1項の規定に違反して青少年から物品を質にとつて金銭を貸し付けた者、同条第2項の規定に違反して青少年から古物若しくは金属くずを買い受け、若しくは販売の委託を受け、若しくは青少年と古物若しくは金属くずを交換した者又は同条第3項の規定に違反して青少年に金銭の貸付け若しくは金銭の貸付けの媒介をした者

(8) 第32条第2項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

(9) 第33条第1項の規定に違反して深夜に青少年を興行場又は営業所に立ち入らせた者

(10) 第34条第2項の規定に違反して青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せた者

(11) 第34条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第20条第3項の規定に違反して指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかつた者

- (2) 第 25 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 33 条第 2 項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかつた者
- (4) 第 37 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

5 第 34 条第 1 項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第 1 項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

(青少年に対する免責)

第 44 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年である者についても同様とする。

第 5 章 雑則

(適用上の注意)

第 45 条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用し、運用するものであつて、いやしくもこれを濫用し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(その他)

第 46 条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条並びに附則第 9 項及び附則第 10 項の規定は、同年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 58 年 4 月 1 日において、現に図書類を販売する自動販売機を設置している図書類自動販売業者は、当該自動販売機ごとに、この条例の施行の日から一月以内に、この条例による改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 24 条第 2 項に規定する要件を備えた図書類自動販売管理者を置くとともに、改正後の条例第 25 条第 1 項各号に掲げる事項を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、かつ、青少年が購入できないように管理されている自動販売機については、この限りでない。

3 前項の規定による届出をした者は、改正後の条例第 25 条第 1 項の規定による届出をした者と

みなす。

- 4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。
- 6 前二項の罰則は、青少年に対しては適用しない。附則第4項の違反行為をしたとき青少年である者についても同様とする。
- 7 この条例による改正前の奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第1項の規定による指定は、改正後の条例第29条第1項の規定による指定とみなす。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(奈良県附属機関に関する条例の一部改正)
- 9 奈良県附属機関に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(奈良県青少年問題協議会条例の一部改正)

- 10 奈良県青少年問題協議会条例(昭和28年10月奈良県条例第48号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (昭和58年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年条例第14号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第7号)

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成11年条例第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第21条の次に一条を加える改正規

定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 19 年条例第 20 号)

この条例は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の 2 第 2 項の改正規定(「第 49 条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条の次に一条を加える改正規定並びに第 35 条及び第 42 条第 2 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年条例第 28 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則

昭和 52 年 3 月 31 日 奈良県規則第 59 号
改正 昭和 58 年 3 月 15 日 奈良県規則第 38 号
改正 平成 3 年 9 月 30 日 奈良県規則第 21 号
改正 平成 6 年 3 月 31 日 奈良県規則第 57 号
改正 平成 12 年 3 月 28 日 奈良県規則第 60 号
改正 平成 12 年 3 月 31 日 奈良県規則第 70 号
改正 平成 15 年 3 月 31 日 奈良県規則第 57 号
改正 平成 25 年 9 月 27 日 奈良県規則第 13 号
改正 平成 30 年 3 月 27 日 奈良県規則第 31 号
改正 令和元年 12 月 10 日 奈良県規則第 26 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日 奈良県規則第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和 51 年 12 月奈良県条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(推奨の申出)

第 3 条 条例第 15 条の規定により知事が推奨することが相当であると認める者は、優良映画、書籍等推奨申出書(第 1 号様式)によりその旨を知事に申し出ることができる。

(有害興行の掲示)

第 4 条 条例第 20 条第 3 項の規定による掲示の様式は、第 2 号様式によるものとする。

(有害図書類とする写真等の内容)

第 5 条 条例第 21 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿勢で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)

- ア 陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 愛撫の姿態
- エ 排泄の姿態
- オ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)

- ア 男女の性交
- イ 強制性交等その他の陵辱行為
- ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

(図書類自動販売管理者の要件)

第6条 条例第24条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 当該図書類自動販売機を設置する市町村の区域内に居住し、適正に図書類の販売を管理できる者であること。

(図書類の自動販売機設置の届出等)

第7条 条例第25条第1項の規定による図書類の自動販売機の設置の届出は、図書類自動販売機設置届出書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 自動販売機の設置場所付近の見取図
- (2) 図書類自動販売管理者の住民票の写し
- (3) 図書類自動販売管理者が、条例に定める図書類自動販売管理者となることを承諾し、かつ、図書類自動販売管理者としての義務の履行に関し、必要な権限が付与されていることを証する書類
- (4) 自動販売機の設置場所を提供する者が、その設置を承諾していることを証する書類

2 条例第25条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第25条第1項第2号から第5号までに掲げる者の電話番号
- (2) 自動販売機の名称、型式及び製造番号
- (3) 自動販売機による図書類の販売開始予定年月日

(図書類の自動販売機設置届の変更の届出等)

第8条 条例第25条第2項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、図書類自動販売機設置届出事項の変更届出書(第4号様式)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第25条第1項第3号に掲げる事項を変更した場合 前条第1項第2号及び第3号に掲げる書類(図書類自動販売管理者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときは、同項第3号に掲げる書類を除く。)
- (2) 条例第25条第1項第5号に掲げる事項を変更した(同号に規定する者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときを除く。)場合 前条第1項第4号に掲げる書類

2 条例第25条第2項の規定による販売の廃止の届出は、図書類自動販売機廃止届出書(第5号様式)を提出して行わなければならない。

(表示方法)

第9条 条例第26条の規定による表示は、表示票(第6号様式)を自動販売機に張り付けて行わなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項)

第10条 条例第30条の2第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第30条の2第2項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する理由書の提出が必

要であること。

- (2) 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第 30 条の 2 第 5 項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由が必要であること及び同項に規定する理由を記載した書面又は電磁的記録の提出が必要であること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由)

第 11 条 条例第 30 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

(青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由)

第 12 条 条例第 30 条の 2 第 5 項に規定する規則で定める理由は、保護者が、自らの責任において青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

(公表)

第 13 条 条例第 30 条の 3 第 3 項の規定による公表は、奈良県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第 30 条の 3 第 1 項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

(深夜興行の掲示)

第 14 条 条例第 33 条第 2 項の規定による掲示の様式は、第 7 号様式によるものとする。

(措置命令書)

第 15 条 条例第 23 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による措置命令は、措置命令書（第 8 号様式）によるものとする。

(立入調査員の指定)

第 16 条 条例第 37 条第 1 項の規定により立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (1) 知事の事務部局の職員
- (2) 教育委員会の事務部局の職員
- (3) 警察職員

(立入調査員証の様式)

第 17 条 条例第 37 条第 2 項に規定する証明書は、第 9 号様式によるものとする。

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

優良映画、書籍等推奨申出書	
年 月 日	
奈良県知事 殿	
住 所 氏 名	
法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名	
次の何々は、青少年の健全な育成に特に有益であると思われまので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第 15 条の規定により知事が推奨くださるよう申し出ます。	
記	
映画、書籍等の 題名、書籍名等	
推奨に価する 具体的理由	
その他参考となる 事項及び資料	

第 2 号様式（第 4 条関係）

ただし、上映(展)中の映画(展覧、ショー等)は、奈良県青少年の健全育成に関する 条例により、昨今年に鑑覧を許してはならぬと指定されたので、十八歳未満の方の入場を お断りいたします。
--

注 大きさ 縦 100 センチメートル
横 40 センチメートル

第3号様式（第7条関係）

図書類自動販売機設置届出書							
年 月 日							
奈良県知事 殿							
住 所 氏 名 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名							
<p>図書類を販売するため自動販売機を設置するので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>							
自動販売機の設置場所	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">市</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">町</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郡</td> <td style="text-align: center;">村</td> <td></td> </tr> </table>	市	町	番地	郡	村	
市	町	番地					
郡	村						
図書類自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)						
図書類自動販売管理者	住 所 氏 名 電話番号						
自動販売機を管理する者	住 所 氏 名 電話番号						
自動販売機の設置場所を提供する者	住 所 氏 名 電話番号						
自動販売機の名称、型式及び製造番号	名 称 型 式 製造番号						
販売開始予定年月日	年 月 日						
備 考							

第4号様式（第8条関係）

図書類自動販売機設置届出事項の変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

図書類の自動販売機の届出に係る事項を変更したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所		
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

第5号様式（第8条関係）

<p>図書類自動販売機廃止届出書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>奈良県知事 殿</p>	
<p>住 所 氏 名 電話番号 法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名</p>	
<p>自動販売機による図書類の販売を廃止したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例 第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>設 置 場 所</p>	
<p>廃 止 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

第6号様式（第9条関係）

表 示 票	
図書類自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
図書類自動販売管理者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機を管理する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の設置場所を提供する者	住 所 氏 名 電話番号

注 大きさ 縦 15センチメートル
横 10センチメートル

第7号様式（第14条関係）

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場を断りいたします。
--

注 大きさ 縦 100センチメートル
横 40センチメートル

第8号様式（第15条関係）

契

奈良県達第 号

住 所
氏 名 様

（法人の場合には、主な事務所の所在地及び名称）

奈良県青少年の健全育成に関する条例第 条第2項の規定により下記の措置を命じます。

年 月 日

奈良県知事 氏 名 印

記

1 措置すべき物件

2 措置すべき内容

3 措置すべき期限

年 月 日

4 理 由

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対し審査請求ができます。処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

第9号様式（第17条関係）

（表）

		第 何 号	
立 入 調 査 員 証			
写 真	所 属 職 名 氏 名		
		年 月 日生	
上記の者は、奈良県青少年の健全育成に関する条例第37条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明します。			
		年 月 日	
		奈良県知事 氏 名 印	

注 大きさ

縦 6.4センチメートル
横 9センチメートル

（裏）

奈良県青少年の健全育成に関する条例(抜粋)	
（立入調査等）	
第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料を提出させ、若しくは質問させることができる。	
（1）興行を行う場所	
（2）図書類を販売し、又は貸し付ける場所	
（3）がん具刃物類を販売する場所	
（4）広告物を掲出し、又は表示する場所	
（5）衛生用品を販売する場所	
（6）携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所、事務所その他の事業場	
（7）質屋、古物商又は貸金業者の営業の場所	
（8）客に遊技をさせる場所	
2 前項の規定により立入調査を行う者は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
（罰則）	
第42条 略	
2及び3 略	
4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。	
（1）～（4）略	
（5）第37条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	
5 略	

附 則（昭和 58 年規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（昭和 57 年 12 月奈良県条例第 5 号）附則第 2 項の規定による届出には、改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第 7 条第 1 項の規定を準用する。

附 則（平成 3 年規則第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日までの間なお使用することができる。

附 則（平成 6 年規則第 57 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 60 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 70 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 57 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和 51 年 12 月奈良県条例第 13 号）第 24 条の規定により置かれている図書類自動販売管理者に係る要件については、この規則の施行の日から起算して 6 月を経過する日までは、同条例第 25 条第 2 項の規定による届出をするときを除き、この規則による改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第 6 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年規則第 55 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 13 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 77 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 31 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第 26 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 64 号）
この規則は、公布の日から施行する。

奈良県青少年問題協議会条例

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会設置法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)

第一条の規定に基づき、奈良県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

三 奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和51年12月奈良県条例第13号)に基づく諮問に係る事項を調査審議すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、法第2条第2項に定めるところにより、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 協議会は会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 委員は、県の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

4 学識経験がある者のうちから委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

6 協議会は、副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(職務)

第四条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会は会長が召集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員としての議決に加わる権利を有しない。

(専門委員)

第六条 協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関職員及び学識経験のある者のうちから、会長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 協議会に、その所掌事務を分掌させるため必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属すべき委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属すべき委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 7 第五条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、文化・教育・くらし創造部において処理する。

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和40年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和41年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和57年条例第5号)

(施行期日)

- 一 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに附則第9項及び附則第10項の規定は、同年2月1日から施行する。

附則(平成7年条例第36号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附則(平成12年条例第19号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附則(平成15年条例第37号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成21年条例第39号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則(令和2年条例第58号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

青少年に関する相談機関

●学校生活・家庭生活における悩みに関する相談

《主に不登校・いじめ等・家庭での悩みに関すること》

- あすなろダイヤル TEL 0744-34-5560(教育研究所)
- 24時間子供SOSダイヤル TEL 0120-0-78310(教育研究所)
- 悩みならメール(受付は24時間年中無休) アドレス soudan@so-udan-nara-mail.jp (教育研究所)

●就労に関する相談

- 若年者就労相談窓口ひまわり TEL 0744-33-8901
(奈良県立教育研究所キャリアサポートセンター)

●青少年の非行問題全般に関する相談

《主に少年犯罪・不良行為・不登校・いじめ等に関すること》

- ヤング・いじめ110番 TEL 0742-22-0110(少年サポートセンター)

●児童・家庭をめぐる諸問題の総合相談

《主に育児・しつけ・発達・児童虐待等に関すること》

- 中央こども家庭相談センター TEL 0742-26-3788
- 高田こども家庭相談センター TEL 0745-22-6079
- 子どもと家庭テレホン相談 TEL 0742-23-4152
- 奈良市子どもセンター(奈良市在住の方) TEL 0742-34-4804

●地域での青年の非行防止・悩みに関する相談

《主に地域での非行防止活動、健全育成活動に関すること》

- 各市青少年センター
- 各警察署(生活安全課(係))

●精神・保健に関する相談

《主にこころとからだの健康に関すること》

- 奈良市保健所 TEL 0742-93-8397
- 郡山保健所 TEL 0743-51-0197(直通)
- 中和保健所 TEL 0744-48-3038(直通)
- 吉野保健所 TEL 0747-64-8133(直通)
- 奈良県精神保健福祉センター
TEL 0744-46-5563
(ならこころのホットライン)

●ひきこもりに関する相談

- 奈良県ひきこもり相談窓口 TEL 0742-27-8130(奈良県青少年・社会活動推進課内)

●環境浄化・健全育成に関する連絡

《青少年に好ましくない環境の連絡、青少年団体の活動紹介》

- 奈良県青少年・社会活動推進課 TEL 0742-27-8615

市町村青少年育成関係課一覧

市町村名		所管課	所在地	電話番号	FAX番号
奈良市		いじめ防止 生徒指導課	〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1-1	0742-34-4863	0742-34-4993
大和高田市		教育支援課 (青少年センター)	〒635-0096 大和高田市西町1-45 (市立図書館2階)	0745-23-1322	0745-23-2344
大和郡山市		生涯学習課	〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	0743-52-3211
		青少年センター	〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4	0743-55-0909	0743-85-4597
天理市		まなび推進課	〒632-8555 天理市川原城町605	0743-63-1001	0743-62-0100
		教育総合センター	〒632-0033 天理市勾田町109-1	0743-63-0316	0743-63-0053
橿原市		人権・地域教育課	〒634-0075 橿原市小房町11-5 (橿原万葉ホール内3F)	0744-29-3666	0744-26-2555
		青少年センター	〒634-0075 橿原市小房町11-5 (橿原万葉ホール内3F)	0744-28-3666	0744-28-3775
桜井市		社会教育課	〒633-8585 桜井市粟殿202 (中央公民館内)	0744-42-9111	0744-45-0962
		青少年センター		0744-42-0852	0744-42-0822
五條市		子どもサポート センター	〒637-0043 五條市新町3-3-1	0747-24-3004	0747-24-3004
御所市		生涯学習課	〒639-2298 御所市1番地の3	0745-62-3001	0745-62-8510
		青少年センター	〒639-2251 御所市戸毛979-1 (葛公民館内)	0745-67-1896	0745-67-1896
生駒市		生涯学習課	〒630-0288 生駒市東新町8-38	0743-74-1111	0743-74-9100
香芝市		生涯学習課 (青少年センター)	〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地	0745-44-3339	0745-78-3830
葛城市		生涯学習課	〒639-2197 葛城市長尾85	0745-44-5109	0745-48-3200
宇陀市		生涯学習課	〒633-0292 宇陀市榛原下井足17-3	0745-82-3975	0745-82-3900
山辺郡	山添村	教育委員会事務局	〒630-2344 山添村大西151	0743-85-0049	0743-85-0472
生駒郡	平群町	教委 総務課	〒636-0936 平群町福貴1037-2	0745-45-2101	0745-45-7799
	三郷町	教委 生涯学習課	〒636-0812 三郷町勢野西1-2-2 (文化センター内)	0745-73-7332	0745-31-2501
	斑鳩町	教委 生涯学習課	〒636-0198 斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-74-6784
	安堵町	教委 生涯学習課	〒639-1061 安堵町東安堵879 (トク安堵加チャセンター内)	0743-57-2281	0743-57-5644
磯城郡	川西町	教委 社会教育課	〒636-0202 川西町結崎32-1	0745-44-2214	0745-43-3245
	三宅町	教委 社会教育課	〒636-0213 三宅町伴堂689	0745-44-2210	0745-43-2870
	田原本町	教委 生涯教育課	〒636-0247 田原本町阪手233-1 (青垣生涯学習センター内)	0744-32-6193	0744-32-8770
宇陀郡	曾爾村	教委 社会教育係	〒633-1212 曾爾村今井495-1	0745-94-2104	0745-96-2053
	御杖村	教委 社会教育係	〒633-1302 御杖村菅野368	0745-95-2004	0745-95-6800

市 町 村 名		所 管 課	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
高 市 郡	高取町	教委 生涯学習グループ	〒635-0154 高取町観覚寺 1023 (リベルテホール内)	0744-52-3715	0744-52-2877
	明日香村	教委 教育課	〒634-0141 明日香村川原 91-1 (中央公民館内)	0744-54-3636	0744-54-4647
北 葛 城 郡	上牧町	教委 社会教育課	〒639-0293 上牧町上牧 3350	0745-76-1001	0745-76-1199
	王寺町	教委 生涯学習課	〒636-0002 王寺町王寺 2-1-18	0745-72-1031	0745-72-9588
	広陵町	教委 生涯学習スポーツ課	〒635-0821 広陵町大字笠 382-1	0745-55-1181	0745-55-9070
	河合町	教委 生涯学習課	〒636-0053 河合町池部 2-13-1 (中央公民館内)	0745-57-2271	0745-57-1165
吉 野 郡	吉野町	教委 社会教育担当	〒639-3111 吉野町上市 133 吉野町中央公民館	0746-32-0190	0746-32-5689
	大淀町	教委 生涯学習課 大淀町立児童センター	〒638-8501 大淀町大字桧垣本 2090 〒638-0821 大淀町下淵 1298-1	0747-52-8319	0747-52-9974
	下市町	教委 社会教育係	〒638-0041 下市町下市 3071 (下市町観光文化センター内)	0747-52-1711	0747-52-5159
	黒滝村	教委 社会教育係	〒638-0243 黒滝村堂原 157	0747-62-2314	0747-62-2764
	天川村	教委 社会教育係	〒638-0392 天川村沢谷 60	0747-63-0321	0747-63-0326
	野迫川村	教委	〒648-0392 野迫川村北股 84	0747-37-2115	0747-37-2115
	十津川村	教委 教育課	〒637-1333 十津川村小原 225-1	0746-62-0067	0746-62-0522
	下北山村	教委	〒639-3803 下北山村寺垣内 983	07468-6-0901	07468-6-0424
	上北山村	教委 社会教育係	〒639-3701 上北山村河合 107	07468-2-0066	07468-2-0360
	川上村	教委 社会教育係	〒639-3553 川上村迫 1374-2	0746-52-0144	0746-52-0240
東吉野村	教委 社会教育係	〒633-2492 東吉野村小川 9	0746-42-0441	0746-42-0446	

令和 5 年度奈良県青少年育成施策実施計画

奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8608